



発行所
〒107-0052
東京都港区赤坂
7丁目5番38号
公益社団法人
日本PTA全国協議会
発行人 東川 勝哉
電話 03(5545)7151
FAX 03(5545)7152
ホームページアドレス
<http://www.nippon-ptar.or.jp/>

綱領

本会は、教育を本旨とし、特定の政党や宗教に偏ることなく、小学校及び中学校におけるPTA活動を通過して、我が国における社会教育及び家庭教育の充実を努めるとともに、家庭、学校、地域の連携を深め、子どもたちの健全育成と福祉の増進を図り、もって社会の発展に寄与する。

主な内容

- 1・2・3面
 - 総合教育政策局の設置について
 - 連携・協力に関する協定を結ぶ
 - 学校における働き方改革
- 4面
 - 東日本大震災追悼式典
- 5面
 - 心のきずな61教育支援基金
- 6面
 - 楽しい子育て全国キャンペーン
- 7・8面
 - 「共生」を見守った「協働」へ
 - 各府省庁会議の経過について
 - 国内研修事業

総合教育政策局の設置について

平成30年10月、文部科学省は新時代の教育政策実現に向けた大きな組織再編を行い、人生100年時代、超スマート社会(Society 5.0)、グローバル化や人口減少など社会構造は急速に変化しており、教育を取り巻く環

境も大きく変化していくと考
えられます。こうした変化に
対応し、これをリードし、さ
らに新しい価値を創造するこ
とのできる人間を育成してい
くためには、教育政策やその
推進のための行政組織も不断
に進化していかなければなら
ません。

（独）国立青少年教育振興機構 連携・協力に関する協定を結ぶ

— PTA研修、交流等、機会の充実に向けた場の確保 —

平成30年4月12日、日本PTA事務局長において、「独立行政法人国立青少年教育振興機構と公益社団法人日本PTA全国協議会の連携・協力に関する協定書」調印式が行われました。

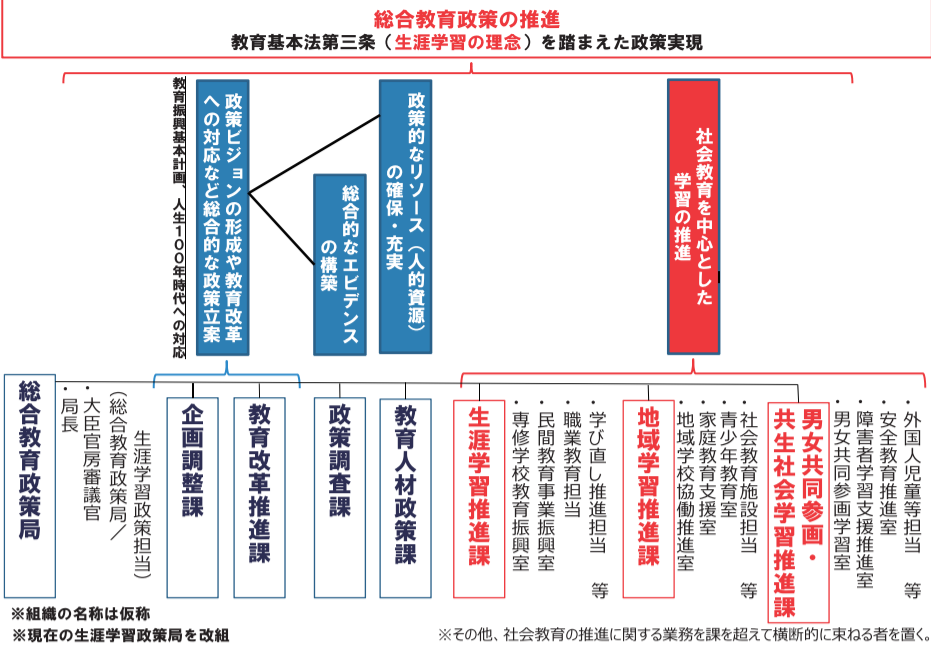
当日は機構から鈴木理事長をはじめ職員の皆様、日本PTAより東川会長をはじめ役員が参加しました。日本PTAでは、各PTAの関係者、特に会長はじめ役員等リーダーの方が学び合う研修等の充実を検討していま

す。今回の組織再編により新たに設置される総合教育政策局は、これまでの取組を大きく前進させ、学校教育と社会教育を通じた包括的で一貫した教育政策をより強力かつ効果的に推進し、文部科学省の先頭に立って、誰もが必要な時に必要な教育を受け、また学習を行い、充実した生涯を送ることができるよう環境の実現を目指します。



国立青少年教育振興機構は、全国に28施設ある「自然の家」「交流の家」といった国立青少年施設を所管しており、それらの施設では、小中学生の宿泊学習だけでなく、大人の指導者養成研修や、家族の交流会など様々な利用が可能です。両機関では、今後、様々な機会での相互のPR等に努めることとしており、この協定の締結が、各地のPTA活動の一層の充実に向けたステップとなることを期待しています。

総合教育政策局の体制イメージ (案) (平成30年10月以降)



※組織の名称は仮称
※現在の生涯学習政策局を改組
※その他、社会教育の推進に関する業務を課を超えて横断的に束ねる者を置く。

このことを踏まえ、教育分野の筆頭局として総合教育政策局を設置し、(1)教育基本法に定める生涯学習の理念の実現に向け、①教育振興基本計画の策定など総合的な教育政策を企画立案し推進すること
もに、②総合的かつ客観的な根拠に基づく政策を推進するための基盤整備を行います。
(2)人材育成、環境整備、事業支援といった視点から、生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びを推進します。

総合教育政策局は、これまで教育分野の筆頭局として生涯学習社会の実現の推進を図ってきたところです。今回の組織再編は、時代の大きな変化も踏まえてより一層強固に取組を推進していくために、体制の見直しを図るものです。

総合教育政策局設置の 目指すもの

社会が大きく、かつ急速に
変化する中で、生涯学習社会
実現の重要性は一層高まっ
ています。

総合教育政策局のミッション1 学校教育・社会教育を通じて総合的かつ 客観的根拠に基づく教育政策を推進

総合教育政策局は、学校教育・社会教育を通じた様々な視点から教育政策全体を推進

「(1)総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進」を冠するものです。局の名称については、学校教育・社会教育を通じた教育政策全体を総合的・横断的に推進する機能の重要性がより明確となるよう、「総合教育政策」を冠するものです。

企画調整課

総合的・計画的な教育政策の企画立案・調整機能を有し、教育関係施策の総括及び調整を行います。

「中央教育審議会」の運営や「教育振興基本計画」の策定等において、社会の変化に対応し、「政策調査課」との

教育改革推進課

教育のグローバル化や情報化など我が国の教育環境の変化等を迅速に捉え、広く教育改革に関する動向の調整及び取りまとめを行い、時宜に合った教育改革を推進することもに、次世代の教育の研究開発や実証研究を強化するため、新たに「教育改革推進課」を設置します。

初等中等教育局から移管するなど教育分野の国際関連業務も担当し、国際的な動向を踏まえた教育政策の企画・推進を効果的に進めます。

政策調査課

教育政策を効果的・確実に推進するため、教育における総合的かつ客観的根拠に基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making: EBPM) を推進します。

EBPMの推進に当たっては、数値化しやすい情報だけでなく、教育政策の本質に照らしその立案や評価を行うための必要となる様々な情報(実例や社会的ニーズ、関係者の意見等も含む)を地方や

教育人材政策課

従来初等中等教育局と高等教育局とに分かれて担当していた教員の養成・免許・研修についての業務を一元化し、より総合的・効果的に実施します。

現場とも密接に連携しつつ総合的に把握・分析することが不可欠です。その上で、そこで得られた情報(根拠)や知見を政策遂行のプロセスにしっかりと反映させるとともに、国民への説明責任を果たすことが必要であり、これらに係る手法等を開発・形成・確立することが緊急の課題となっています。

策は、新たに文化庁が中心となり、総合教育政策局とも連携していくこととなります。

総合教育政策局のミッション2 生涯にわたる学び、地域における学び、 ともに生きる学びの政策を総合的に推進

総合教育政策局は、誰もが生涯にわたって豊かに生き生きと暮らし、互いを認め支え合い、活力ある社会を持続可能とするために必要な社会教育等の学びを一層推進します。

このため、地域における様々な学習活動を支援することにも、地域における学びを先導する人材の育成や社会教育施設の活性化等を推進するなど、社会教育の振興を強力に進めます。

(1) 人生1000年時代を豊かに生きる「生涯にわたる学び」の推進

■生涯学習推進課

人生1000年時代においては、生涯にわたって職業人として活躍するための能力やスキルの育成を含め、学校教育・社会教育を通じて「生涯にわたる学び」を推進することがより重要なものとなります。

このため、専修学校教育の振興に加え、大学等におけるリカレント教育や初等中等教育におけるキャリア教育・職業教育も含めた関係施策を取りまとめ、「だれでも、いつでも、どこでも学べる社会」を実現するための総合的な舵取りをします。

また、各種検定試験や高卒程度認定試験など学びの成果を適切に評価する仕組みの設計や運用を行うとともに、他府省の様々な生涯学習関連施策との協力を進めるなど、誰

携しながら、その充実を図っていくこととなります。

(2) 活力ある社会を持続可能とする「地域における学び」の推進

■地域学習推進課

人口減少社会において、活力ある社会を持続可能なものとするための鍵は、住民の主體的な社会参画にあります。

住民一人一人の人生を豊かにする学習、少子高齢化や人口減少など地域が直面する課題の解決や地域活性化のための学習など「地域における学び」を学校教育とも連携しながら強力に推進します。

また、学校や家庭との連携が不可欠な青少年教育及び家庭教育支援に関する業務を集約するとともに、社会教育・青少年教育・家庭教育支援等に関する団体との連携の強化や施設の活性化等にも取り組みます。

(3) 互いを認め、支え合い、誰もが社会に参画する「ともに生きる学び」の推進

■男女共同参画・共生社会学習推進課

互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、性別や国籍の違い、障害の有無などに関わらず人々が安全安心に生き生きと暮らしていくためには、人々の社会参画と活躍の基盤となる学

びの環境整備が必要です。男女共同参画社会基本法やそれに基づく政府の「男女共同参画基本計画」を踏まえた男女共同参画社会形成に関する学習活動、障害者の生涯学習や外国人児童生徒への指導など「ともに生きる学び」を総合的に支援し推進します。

また、安全・安心な共生社会を実現するために、地域と密接に結びついた学校安全の推進や青少年の有害環境対策も一元的に担います。

「社会教育振興官」(仮称)の配置

1 学校における働き方改革の背景

社会の急激な変化が進む中で、子供達の変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。

このような状況を踏まえ、小・中学校の学習指導要領等の改訂が行われたところですが、新しい学習指導要領では、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」

の視点からの授業改善が求められるとともに、小学校・高学年の標準授業時数は、週1コマ相当増加することとなっています。また、学習指導のみならず、我が国の学校・教師は、諸外国よりも広範な役割を担っており、障害により特別な支援を要する児童生徒や、日本語指導が必要な児童生徒の増加等、学校が抱える課題が複雑化・多様化するに従っておのずと学校の役割が拡大せざるを得ない状況にあります。

このため、総合教育政策局に新たに「社会教育振興官」を配置し、関係業務の連携を緊密化するとともに、社会教育の一層の振興を図ります。

平成30年3月に、文部科学大臣は中央教育審議会に対し「人口減少時代の新しい地

域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を諮問したところであり、「社会教育

学校における働き方改革

2 緊急対策の概要について

この諮問は、教師の長時間勤務を見直すことで、教師一人一人が様々な経験をを通じて自らを研鑽できる機会を持つようになり、更なる効果的な活動へとつなげていくことができることにも、自らの意欲と能力を最大限に発揮できるような勤務環境を整備することで、教師は、魅力ある仕事「である」ことが再認識され、教師自身も誇りを持って働くことができるようになり、それがひいては子供の教育にも良い影響として還元されるものとの考えのもとで行ったものです。

これを認め、中央教育審議会では、初等中等教育分科会の下に「学校における働き方改革特別部会」を設置し、日本PTA全国協議会からも参加いただき議論を重ね、昨

年12月22日に「中間まとめ」が取りまとめられました。この「中間まとめ」では、学校・教師が担う業務の明確化・適正化等に係る考え方が整理され、特に、これまで学校・教師が担ってきた代表的な14の業務について、その考え方が示されました。

また併せて、業務の役割分担・適正化を着実に実行するため、国・教育委員会等・各学校がそれぞれ取り組むべき方策についても取りまとめられました。

この「中間まとめ」を踏まえ、文部科学省として取り組むべき事項について、昨年12月26日、「学校における働き方改革に関する緊急対策」(以下「緊急対策」といふ)を取りまとめました。その概要は以下の通りです。

育の在り方を構想し、実現を目指します。

1. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

「中間まとめ」において示された、代表的な業務の在り方に関しての考え方を踏まえ、学校や教師等の標準職務を明確化し、各教育委員会等の学校管理規則に適切に位置づけられるようモデル案を作成・提示する。

・業務改善の取組の優良事例を収集・周知する。

・民間団体等からの各種出展依頼や配布物等について、

創立70周年記念シンポジウムについて

- ◆ 日 時…平成31年1月27日(日) 13時開会
- ◆ 会 場…よみうりホール
- ◆ 最寄駅…JR有楽町駅
- ◆ 参加者…幼・小・中・高・国立大学 附属PTA関係者、教育関係団体
- ◆ 基調講演…筑波大学教授 濱田 博文
- ◆ 開催規模…1000名(予定)
- ◆ 共催…文部科学省(予定)

公益社団法人日本PTA全国協議会は平成30年度に創立70周年の節目を迎えます。それに伴い、平成31年1月27日(日)に『創立70周年記念シンポジウム』を開催いたします。

基調講演と各教育関係団体、幼・小・中・高・国立大学附属PTAの方とのシンポジウム形式で行います。

それぞれの団体が抱える課題を団体の垣根を越えて共有し、幼児から高校生までの全国の子どもの健全育成と成人教育にどのように寄与できるか、そして家庭・地域の教育力向上についてどのように連携・協働できるかを考える機会にしたいと考えます。

等に応じて複数の教師で共有化するなどの取組を促す。児童生徒ごとに作成する計画について、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめ、業務の適正化と効果的な指導につなげられるよう、必要な支援計画のひな型を示す。類似の内容を扱う委員会等については、合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を促す。

3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

【勤務時間管理の徹底及び適

学校の負担軽減に向けた協力の周知を実施する。

- ・省内に、教職員の業務量を俯瞰し、一元的に管理する組織を整備し、新たな業務を付加するよう場合には、当該組織と前記に調整することを基本とする。
- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じて学校教育の質の向上等を進める。等
- 2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し
- ・学校単位の計画について、内容や学校の実情に応じて統合を促す。
- ・各教科等の指導計画の内容

等に応じて複数の教師で共有化するなどの取組を促す。児童生徒ごとに作成する計画について、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめ、業務の適正化と効果的な指導につなげられるよう、必要な支援計画のひな型を示す。類似の内容を扱う委員会等については、合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を促す。

3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

【勤務時間管理の徹底及び適

寄附事項

- 1 学校が担うべき業務の在り方について
 - 部活動も含め、これまで学校が担ってきた業務のうち、引き続き学校が担うべき業務はどうか。また、学校・家庭・地域・行政機関等の役割分担の在り方及び連携・協働を進めるための条件整備等はあるべきか。
 - 関連法令で学校に義務付けられている学校関係業務や、行政機関、民間団体等から学校に依頼される各種調査業務等の精選をどのように進めていくか。
- 2 教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担について
 - 「チームとしての学校」の実現に向け、教職員が本質的に担うべき業務は何か。また、事務職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員など様々な専門スタッフや支援人材の役割分担及び連携の在り方はどうあるべきか。
 - 例えば、小中学校では授業時数が増加するといった状況の中、新学習指導要領等を円滑かつ確実に実施するために必要な方をいかに選んでいるかといった、学習指導や生徒指導等の体制の強化・充実をどのように進めていくべきか。
 - 教職員が担うべき業務について、ICTの効果的な活用なども含めた更なる業務改善、その効果的な実施体制の構築に向けて、どのような方を進めていくべきか。
- 3 教員が子供の指導に使命感をもってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方について
 - 学校運営体制の強化・充実を図るためには、副校長、主幹教諭、指導教諭等の役割や主任の在り方、学校運営を支える事務職員など、学校組織運営の体制はどうあるべきか。また、管理職の意識改革も含めた効果的な学校マネジメント体制をどのように構築していくべきか。
 - 現在の学校内の業務分担や整備することとされている各種委員会等の整理・合理化に向け、どのような方を進めていくべきか。
 - 学校の特性を踏まえた勤務時間管理及び勤務時間管理の在り方はどうあるべきか。
 - 勤務状況を踏まえた精選の在り方はどうあるべきか。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(諮問)(平成29年6月22日)

これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応	⑤ 調査・統計等への回答等(事務職員等)	⑨ 給食時の対応(学校担任と栄養教諭等との連携等)
② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が指導された時の対応	⑥ 児童生徒の休み時間における対応(給食、地域ボランティア等)	⑩ 授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③ 学校徴収金の徴収・管理	⑦ 校内清掃(給食、地域ボランティア等)	⑪ 学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑧ 部活動(部活動指導員等)	⑫ 学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学校・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬ 進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

○業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策の例

国	教育委員会等	各学校
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や教師の担うべき業務範囲の明確化、学校管理規則モデル等の提示 ・地域や保護者の理解のための資料提供 ・業務改善の取組の優良事例の提供 ・調査・統計、依頼事項の精選 ・民間団体等からの出展依頼や家庭向け配布物について、学校の負担軽減に向けた協力の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する学校に対する業務改善方針・計画の策定 ・事務職員の資質・能力・意欲向上、学校事務の共同実施の促進 ・独自に実施する調査・統計、依頼事項の精選 ・学校の業務改善の取組に対する支援 ・ICT等業務効率化に必要な環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の重点目標、経営方針の明確化 ・関係機関や地域住民との連携の推進

等

等

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備(平成30年度予算)

- I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実
 - ・持ちこたえの減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実
 - ・小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の実績を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実(新学習指導要領への対応) …… +1,000人
 - ・中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実 …… +50人
 - ・校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化
 - ・教職員定数 …… +40人
- II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進 …… 61億円【SC:26,700校】【SSW:7,500人】
 - ・スクール・サポート・スタッフの配置 …… 12億円(新)【3,000人】
 - ※学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスタッフ
 - ・中学校における部活動指導員の配置 …… 5億円(新)【4,500人】
 - ・理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置促進 …… 2億円【3,100校】
 - ・いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究 …… 0.1億円
- III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選
 - ・学校環境の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣 …… 1.3億円
 - ・都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進 …… 3億円
 - ・地域と学校の連携・協働を通じた、登下校の見守り活動の充実 …… 1.1億円
 - ・学校給食費徴収・管理業務の改善・充実 …… 0.2億円(新) 等

切な勤務時間の設定」

教師の勤務時間の管理を徹底する。タイムカード等により勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築を促す。

登下校、部活動、学校の諸会議等については、教職員の勤務時間・休憩時間を考慮した時間設定を行うよう徹底する。

緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話やメールによる対応等の体制整備に向けた方策を講ずることを促す。

部活動について、適切な活動時間や休養日の設定を行うためのガイドラインを示す(これについては平成30年3月にスポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」として示されています)。

長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促す。等

4. 必要な環境整備

学校における働き方改革の推進のための

①小学校英語教育の早期化、教

科化に伴う専科指導教員の充実等、教職員定数の改善

②スクール・サポート・スタッフやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の配置等、専門スタッフ・外部人材の活用

③学校現場の業務改善のための実践研究等、学校が担うべき業務の効率化及び精選等に必要経費を計上。

【時間外勤務の抑制のための措置】

政府全体の「働き方改革実行計画」を参考にしつつ、教師の勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを検討・提示する。等

このほか、学校組織の在り方や、給特法を含む勤務時間制度の在り方については、特別部会での議論において、様々な意見が示されたところであり、今後も引き続き検討を行う。

学校における働き方改革の推進のための

①小学校英語教育の早期化、教

文科科学省としては今後とも日本PTA全国協議会を始めとする教育関係者と一丸となつて、学校における働き方改革にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【教職員全体の働き方に関する意識改革】

管理職のマネジメント能力養成のための研修を実施。各教育委員会等での働き方に関する必要な研修の実施を促す。

業務改善の観点からの、人事評価や学校評価の実施を促す。等

【時間外勤務の抑制のための措置】

政府全体の「働き方改革実行計画」を参考にしつつ、教師の勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを検討・提示する。等

このほか、学校組織の在り方や、給特法を含む勤務時間制度の在り方については、特別部会での議論において、様々な意見が示されたところであり、今後も引き続き検討を行う。

文科科学省として取り組むべき事項について、このように緊急対策を取りまとめましたが、学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるようにするという働き方改革の目的を達するためには、教育関係者の

取組が欠かせません。

このため、文科科学省としては、平成30年2月9日、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理に係る取組の徹底について」として、緊急対策を周知するとともに教育関係者の取組を促す通知を各教育委員会に対して発出したところです。

さらに、取組の実効性を高めるためには、PTA・保護者の皆様の御理解・御協力が得られることが重要です。

例えば前述した各教育委員会向けの通知における学校の業務の在り方に関する考え方においては、「基本的には学校以外が担うべき業務」として、登下校に関する対応や、放課後や夜間などにおける見回り等が挙げられています。これらは、保護者の皆様にも、地方公共団体や教育委員会、地域住民の方々と連携して、より積極的な御協力をいただく

また併せて、教師の業務負担の軽減に向けては、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備や、部活動における休養日、夏季休業中の学校閉庁日の設定などの工夫を呼びかけていますが、これらの取組を学校が導入するた

めには、保護者の方々のご理解が必要不可欠です。例えばある県では、20時以降の電話対応を学校ではなく相談窓口を集約することや、部活動における休養日を設定することなどについて、県教育委員会と県のPTA連合会連名で保護者の皆様宛てに周知したという取組があります。

各都道府県や各市区町村、各学校単位のPTAにおかれましても、それぞれの単位で考えられる取組について教育委員会・学校と一体となって検討していただき、保護者の皆様の御理解・御協力を得られるよう、共に取り組んでいただくことが、学校における働き方改革を進める際の大きな支えになると考えております。

また併せて、教師の業務負担の軽減に向けては、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備や、部活動における休養日、夏季休業中の学校閉庁日の設定などの工夫を呼びかけていますが、これらの取組を学校が導入するた

めには、保護者の方々のご理解が必要不可欠です。例えばある県では、20時以降の電話対応を学校ではなく相談窓口を集約することや、部活動における休養日を設定することなどについて、県教育委員会と県のPTA連合会連名で保護者の皆様宛てに周知したという取組があります。

各都道府県や各市区町村、各学校単位のPTAにおかれましても、それぞれの単位で考えられる取組について教育委員会・学校と一体となって検討していただき、保護者の皆様の御理解・御協力を得られるよう、共に取り組んでいただくことが、学校における働き方改革を進める際の大きな支えになると考えております。

また併せて、教師の業務負担の軽減に向けては、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備や、部活動における休養日、夏季休業中の学校閉庁日の設定などの工夫を呼びかけていますが、これらの取組を学校が導入するた

めには、保護者の方々のご理解が必要不可欠です。例えばある県では、20時以降の電話対応を学校ではなく相談窓口を集約することや、部活動における休養日を設定することなどについて、県教育委員会と県のPTA連合会連名で保護者の皆様宛てに周知したという取組があります。

各都道府県や各市区町村、各学校単位のPTAにおかれましても、それぞれの単位で考えられる取組について教育委員会・学校と一体となって検討していただき、保護者の皆様の御理解・御協力を得られるよう、共に取り組んでいただくことが、学校における働き方改革を進める際の大きな支えになると考えております。

また併せて、教師の業務負担の軽減に向けては、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備や、部活動における休養日、夏季休業中の学校閉庁日の設定などの工夫を呼びかけていますが、これらの取組を学校が導入するた

東日本大震災 追悼式典

東日本大震災より7年が経過し、福島県をはじめ各地で追悼復興祈念式が開催されました。故人の皆様により追悼の意を表します。

復興も進んでいると聞いておりますが、5万人近い人々が避難生活を余儀なくされています。風評被害をはじめ、汚染物や廃炉、放射性物質などの課題、問題も多く抱えています。

先般、福島第一原発を視察しました。県民をはじめ、関係者一丸となって復興に全力で取り組み、ふるさとへの想い、子どもたちへの想い、文化の継承など熱い想いを改めて感じました。この想いが薄れていくことのない様、全国に伝えていきます。

平成29年度 東日本大震災 追悼復興祈念式 3・11 ともに祈り想いをつなごう

概要

日時 平成30年3月11日 14:30～

会場 とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)

参加人数 約700名

主催 福島県 福島県市長会 福島県町村会

共催 福島県立会津高等学校 合唱部

○黙とう

○内閣総理大臣式辞

○秋篠宮殿下のおことば

○式辞 福島県知事

○追悼の辞 福島県議会議長

○御遺族代表のおことば 渡辺榮三

○代表者献花

○献唱 福島県立会津高等学校 合唱部

○閉式の辞 福島県町村会長

式典終了後、一般献花

17:30～ 福島駅東口駅前広場にて「キャンドルナイト」



PTA参加者

- ・東川会長
- ・斎藤副会長
- ・五十嵐副会長
- ・疋田副会長
- ・福島県PTA連合会
- ・大阪府PTA協議会
- ・京都府PTA協議会

名取市の追悼イベントに参加

石川県PTA連合会事務局長 池田 耕蔵

石川県PTA連合会では、2011年以来、様々な活動を通じて名取市と交流があります。今年度は、「3・11なとり・閉上追悼イベント2018」

絵灯籠は全部で3500基設置しました。これに必要な絵の一部として本県から六百余りの絵も送りました。

震災から7年、名取の復興は途上と感じました。今後被災地を支援活動を通じていきたいと思います。



東日本大震災復興支援活動

大阪府PTA協議会 佐々木一智

大阪府PTA協議会は、東日本大震災以降、東北各地へ訪問しています。前回は平成28年4月に第4回東北訪問団として岩手県と宮城県に訪問し、

第5回は平成30年3月10日11日という日程で福島県へ訪問しました。

震災後の今を知るといふ大切な使命を共有、そして伝えていくという使命を担った訪問団にはとても意味のあることだったと思います。

また、この活動を通じて子どもたちに輝かしい未来が来ることをいつも願っています。



平成30年度

第40回 全国小・中学校PTA広報紙コンクール実施について

今回で40回目を迎える「全国小・中学校PTA広報紙コンクール」。平成30年度も実施します。

全国の広報委員の皆さんの熱意溢れる作品の応募を、心よりお待ちしております。

1 趣旨

日本PTA全国協議会傘下の公立小・中学校で発行するPTA広報紙作品を広く募集し、優秀作品を表彰・公開することにより、PTA広報活動の活性化を促進し、PTA活動の一助となることを目的とする。

2 主催

公益社団法人日本PTA全国協議会

協賛 日本教育新聞社 教育家庭新聞社

後援 文部科学省(予定)

後援 文部科学省(予定)

3 応募の対象

平成29年4月から平成30年3月までに発行されたすべての号を1部送付。原則として、2回以上発行されたものに限る。現状のまま送付。複製やコピーは不可、CD不可、補強のための表紙などは付けないこと。

4 募集期間

各単位PTAは、平成30年5月31日(木)までに、各地方協議会に送付。 ※各協議会により、締切が異なる場合がございます。

5 審査基準

PTA広報紙のもつ目的・使命・記事の内容・編集方法・レイアウト・見出し・文章などについて総合的に審査する。



平成29年度版(第39回) 2017年9月29日発行

第66回日本PTA全国研究大会 第50回日本PTA関東ブロック研究大会

新潟大会

教育は未来を拓く新潟発 米百俵の精神!
～新潟に集い、語ろう 未来のひとづくり～

平成30年
分科会 8/24(金) 全体会 8/25(土)

大会趣旨
少子化に伴う学校の統廃合、いじめの問題、ネット依存など、子どもを取り巻く社会が変化の中で、地域コミュニティの中心である学校への期待は大きい。保護者は、子どもたちが質の高い教育を受け、夢を持ち、たくましく成長することを願っています。PTAには、魅力的な学校づくり・地域づくりのために、一層自覚を持った参画が求められています。
越後新潟は、「米百俵の精神」の地です。「百俵の米も、食えばたちまちなくなるが、教育にあてれば、明日の一万、百万俵となる。」と藩士を諭し、救済米を売り、国漢学校を建て、故郷の未来を教育に託した小林虎三郎に想いを寄せ、全国から集うPTA会員が教育、子育ての意義を再確認し語り合うことで、今後のPTA活動の意欲付けとします。

メインテーマ
● たくましい子どもを育て、命を守るPTA活動
● 社会の変化に対応し、故郷に誇りを持てる子どもを育てるPTA活動
● 魅力的な学校づくり、地域づくりとPTA活動
● 会員のネットワークを広げ、学びを深めるPTA活動

第8分科会(健康安全)
ANAクラウンプラザホテル新潟(新潟市)

特別第2分科会(文部科学省協力)
朱鷺メッセ(新潟市)

特別第1分科会(日本PTA担当)
新潟市民文化会館(新潟市)

第6分科会(環境教育)
両津文化会館(佐渡市)

第2分科会(家庭教育)
燕三条地場産業振興センター(燕市)

全体会
ハイブ長岡(長岡市)

第4分科会(地域連携・広報活動)
見附市文化ホール アルカディア(見附市)

全体会
アオーレ長岡(長岡市)

第5分科会(情報と人権)
柏崎市文化会館 アルフォーレ(柏崎市)

第3分科会(学校教育)
長岡グランドホテル(長岡市)

第1分科会(組織運営)
上越文化会館(上越市)

第7分科会(国際理解)
南魚沼市民会館(南魚沼市)

◆心のきずな61教育支援基金◆

東北の中学生 防災で交流体験

宮城県PTA連合会 会長 菊田 篤

「心のきずな防災交流事業 in 松島自然の家」は、去る2月10日(土)～12日(月)まで宮城県東松島市の宮戸島にある松島自然の家を拠点に実施いたしました。

被災地では、東日本大震災からの教訓を後世に伝えようと防災学習に取り組んでおり、

その経験を記憶している児童・生徒は年々減少している状況

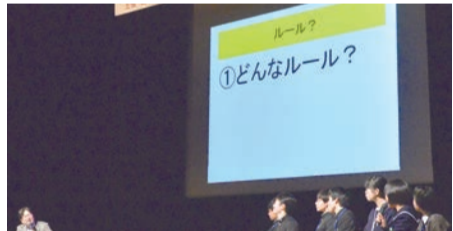


島は産業である海苔すきの体験や縄文時代から住み続ける人々と津波の歴史を学ぶ、地

域を知るプログラムと語り部の講話や津波避難を想定した大高森への登山を組み入れた震災体験プログラムを実施しました。プログラムの関係性をすべて認識することは中学

スマホサミットで府県越え交流

大阪府PTA協議会 会長 佐々木一智



今年度、大阪府PTA協議会では、心のきずな61教育支援基金事業として、福島県の中学生連及び保護者の皆様を招いて、「関西スマホサミット」を開催致しました。

そのことは、被災地に住む我々が全国の支援を頂いた皆さんへの恩返しの一つになるのだと改めて感じております。結びに参加された生徒の皆さん、ご協力を頂いた各県役員皆様にご感謝いたします。ありがとうございました。



今年度、大阪府PTA協議会では、心のきずな61教育支援基金事業として、福島県の中学生連及び保護者の皆様を招いて、「関西スマホサミット」を開催致しました。

5年間の「福島・水俣交流事業」に幕

福島県PTA連合会 会長 小林 利明



平成25年度から実施してきた「福島・水俣交流事業」は、5年間の体験・交流・研修活動を終えて幕を閉じました。これまで長きにわたりこの事業の開催のためにご尽力とご支援をいただきました、公益社団法人日本PTA全国協議会、福島県教育委員会、実行委員会の皆様と関係各位に心からの感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今年度、大阪府PTA協議会では、心のきずな61教育支援基金事業として、福島県の中学生連及び保護者の皆様を招いて、「関西スマホサミット」を開催致しました。

今年度、大阪府PTA協議会では、心のきずな61教育支援基金事業として、福島県の中学生連及び保護者の皆様を招いて、「関西スマホサミット」を開催致しました。

今年度、大阪府PTA協議会では、心のきずな61教育支援基金事業として、福島県の中学生連及び保護者の皆様を招いて、「関西スマホサミット」を開催致しました。

今年度、大阪府PTA協議会では、心のきずな61教育支援基金事業として、福島県の中学生連及び保護者の皆様を招いて、「関西スマホサミット」を開催致しました。

今年度、大阪府PTA協議会では、心のきずな61教育支援基金事業として、福島県の中学生連及び保護者の皆様を招いて、「関西スマホサミット」を開催致しました。

今年度、大阪府PTA協議会では、心のきずな61教育支援基金事業として、福島県の中学生連及び保護者の皆様を招いて、「関西スマホサミット」を開催致しました。



- 事業正式名称
福島・水俣交流事業
- 開催日時
平成29年11月3日～5日
- 開催場所
福島県郡山市及び三春町(宿舎 スターホテル郡山)
- 出席者
福島県中高校生20名
役員及び教職員36名
水俣市中学生7名
役員及び教職員5名



平成30年度「楽しい子育て全国キャンペーン」



～家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ～の実施について

◆実施要綱◆

1 趣旨

都市化や核家族化、少子化など、子育てや家庭教育を支える地域の環境が変化している。そこで、改めて家族の会話やコミュニケーションから育まれるきずな・家庭のルール、「早寝早起き朝ごはん」といった子どもたちの基本的な生活習慣づくりなど、家庭教育の大切さや命の大切さについて、家族で話し合い一緒に取り組むことを社会全体に呼び掛け、これらをテーマとする三行詩を募集し、表彰を行う。

2 主催

公益社団法人日本PTA全国協議会

後援

文部科学省、厚生労働省、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会(予定)

3 概要

募集対象：小学生・中学生と保護者、教職員等

募集内容

「家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ」に関する三行詩。
 ・三行詩とは、三行程度の短文の意味合いであり、必ずしも三行である必要はなく、俳句のようなものでも構わない。
 ・家族の会話やコミュニケーションから育まれるきずなや家庭のルール、子どもたちの基本的な生活習慣づくりなどの家庭教育、一人一人の命のつながりや大切さをテーマとして短文で表現したものであること。
 ・家庭での日常の出来事や、学校や地域でのエピソードをもとに、家族で話し合った上記テーマに沿った作品であること。

募集方法

- ①公益社団法人日本PTA全国協議会のホームページに掲載
- ②地方協議会を通じて、各小学校、中学校PTA等にて募集
- ③教育委員会等を通じて、その他の各小学校、中学校等にて募集

募集期間：平成30年5月7日(月)～平成30年6月18日(月)

個人情報保護法の改正対応はお済ですか？

同法の改正(2017年5月30日施行)により、PTA・育成会等、個人情報を取扱う全ての事業者に適用されるようになりました。今後、PTAとして活動する場合には、改正された法律を遵守しながら、PTA会員等の個人情報を取得・利用・管理する必要があります。

個人情報保護法の改正に対する備え

個人情報保護法の改正に対応する体制作りとしては「PTA規約(会則)の改正」と「個人情報取扱規則」の整備と個人情報取扱のリスクを回避するための保険加入等の備えが必要です。

個人情報保護法の改正対応

- ・規約(会則)等の整備
- ・個人情報取扱規則の策定

+

個人情報取扱のリスクを回避する備え

日本PTA全国協議会・専用プラン
[団体個人情報取扱い・補償制度]

PTAとして安心・万全な体制

＜各種お問い合わせ先＞

- ・規約(会則)等の整備
- ・個人情報取扱規則の策定

＜個人情報保護法改正に伴う体制整備のご相談＞

0570-036-630
(平日の午前9時から午後5時まで)
contact@PTA-popi.jp

個人情報の取扱いのリスクを回避する備え

日本PTA全国協議会・専用プラン
[団体個人情報取扱い・補償制度]

＜保険に関するお問い合わせ＞

0120-700-152
(平日の午前9時から午後5時まで)
10_nipkojoubai@sjnk.co.jp

※所属する協議会により締め切りが別日に設定されている場合がありますので、必ずご確認ください。

募集方法：
 募集チラシの裏面にある「応募用紙」、又は、公益社団法人日本PTA全国協議会ホームページに掲載する所定の「応募用紙」、あるいは、A4サイズの用紙に、氏名(ふりがな)、年齢(学年)、住所、電話番号、学校名等、三行詩を記入の上、以下の応募先に提出する。

＜子どもが公立学校に在籍する場合＞
 ①子どもの在籍する学校等へ提出。
 ②各学校PTAが取りまとめをし、各所属の都道府県・郡・市・

指定都市のPTA連合会・協議会等へ提出する。
 地方協議会において、応募のあった作品の選考を行い、小学生、中学生、一般の各部それぞれ5点を上限として第1次選考を行い、7月20日(金)までに公益社団法人日本PTA全国協議会に推薦する。

＜その他の場合(私立学校や国立大学法人附属学校に在籍・所属先が不明の場合等)＞
 各学校PTA等で取りまとめをし、7月2日(月)までに公益社団法人日本PTA全国協議会に推薦する。

詳細は日本PTAホームページをご覧ください。

決定!
東京2020大会マスコット

小学生的みなさん、投票ありがとうございました。
マスコットのイメージはこれから決まるよ!正式なお披露は今年の夏頃の手紙にお楽しみに!

2020年オリンピック・パラリンピック マスコットが決定しました!

東京2020組織委員会は、2月28日、東京2020大会マスコットの投票結果を発表し、採用作品を決定しましたので、お知らせいたします。

平成29年12月11日から平成30年2月22日の間、投票に参加いただいた国内外の小学校等の数は16769校、学級数は205755学級となりました。

ここまでに多くの学校等に参加いただくことができたのも、PTAをはじめとした学校関係者の皆様のご理解の賜物であり、心より感謝申し上げます。

3月中旬、参加いただいたすべての小学校等には、感謝の気持ちを込めて、感謝状とマスコットペーパークラフトを電子データにてお送りいたしました。

東京2020大会マスコットは、今後、名前の決定プロセスを経て、本年7～8月に正式発表する予定です。

その後、東京2020大会のアンバサダーとして、大会機運の盛り上げや国内外からの選手・観客のおもてなし等で活躍し、大会終了後も皆様の心に長く残ることが期待されています。

学校関係者の皆様には、今回のマスコットとともに大会を盛り上げていただきつつ、今後、弊会が展開するオリンピック・パラリンピック教育にも取り組んでいただけますよう、引き続き、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いたします。



筑波大学教授 濱田 博文

第3回 「共生」を見すえた「協働」へ

学校・保護者・地域の「協働」へ向けて

「グローバル化」という言葉がいろいろあるところで、もてはやされています。読者の皆さんはどんな意味で使っておられるでしょうか。人やお金や物などが国境を越えて容易に移動できるようになる状態。遠い異国の人々とも気軽に情報や意見などをやりとりできる状態。経済活動に注目するならば、海外諸国に競り勝つための国際的な競争力を国として維持しなければならぬ状態、など。

私は少しズームアウトして、あらゆる国や地域に暮らす人々が、互いの言語、文化、価値観などの違いを認めあい人格を尊重しながら安心して生活できる社会へ、この地球を変えていかねければならない状況だとみています。

むしろ容易ではありませんが、それぞれの場でできることを積み重ねるしかないように思います。子どもたちの世界を考えると、深刻ないじめや自殺などが後を絶ちません。大人と子どもとの関係をみても、児童虐待や育児放棄に関わる報道が日常化しています。「グローバル化」というと国レベルの話を想起しますが、私たち個人が他者の人格と尊厳を認め合い、人権を保障することが実現できるかどうかという点に、課題の本質はあるのではないのでしょうか。

背景や要因はほんとうに複雑で、家族・友人関係・学校・関係機関・地域住民への働きかけ、関係機関とのネットワークづくり、校内のケース会議への出席、保護者への支援、教職員への研修活動など、Kさんは「教育と福祉の間」で多岐にわたる活動をされています。

特に印象的だったのは、SSWRがよい仕事をするためには「『学校という世界』を知り、理解する」必要があるとおっしゃったことです。学校が社会から委ねられている教育という仕事の難しさ、その中で教育実践に取り組んでいる教職員の「生きづらさ」への理解です。

そしてもう一つ。Kさんは「SSWRは子どもの家族全体の応援団だ」とおっしゃいました。家族の抱える問題を解決していくと、子どもが抱える問題も解決へ向かう。

Kさんの豊かな経験に裏付けられた真実がこの言葉に表れているのではないのでしょうか。

立場や役割の違い、職場や家族環境の違いなど、私たちの身辺には様々な「違い」があります。その違いを踏まえながら「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約）のためにその「間」をつなぎ地道に協働することが必要になっていきます。

互いの尊厳を大切にしながら共に生きていくことができる社会を、身近なところから創っていききたいものです。

各府省庁会議の経過について

「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議

尾上 浩一

平成27年5月27日より検討会議において、現在の教科書ないしは教科書制度の意義や位置付けを確認した上で、「デジタル教科書」を巡る様々な課題について、関係の有識者からの意見聴取や、デジタル教材を使用する学校における取組状況の視察、保護者を対象としたアンケート調査等も踏ま

えながら、多様な観点から検討を行い、その後、教育委員会や学校関係者をはじめとする様々な関係者からの意見や、パブリックコメントを通じた一般の方々からの意見を踏まえて、更に検討を進め、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びそれを踏まえた望ましい導入の在り方に関し、平成28年11月30日まで都合10回に亘っての検討の結果、翌12月に最終まとめが提出された。

その後、文部科学省や教科書発行者をはじめとする関係者において、必要な制度改正に向けた検討や、関連する事項について更なる具体的な検討、さらには、デジタル教科書の円滑な導入に向けて必要環境整備が進められ、今般、その制度化案が閣議決定され、国会における審議等を経て具体化されていくこととなった。

法律案の概要は上記のとおりで、施行期日は平成31年4月1日となる。

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

趣旨
教育の情報化に対応し、平成32年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の観点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができる（併用制）[※]。よう、所要の措置を講ずる。

概要

1. 学校教育法の一部改正
現在、小学校、中学校、高等学校等の授業では、紙の教科書を使用しなければならない（教科書の使用義務）こととされているところ、
① 小学校、中学校、高等学校等において、検定済教科書の内容を電磁的に記録した「デジタル教科書」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする。
※学習指導要領を踏まえた検定基準に基づいて検定に合格した図書が教科書として使用される。
ただし、視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、文字の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする。【第34条関係】
② 特別支援学校や、工業高校など高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、その内容を電磁的に記録した教材を使用できることとする。【附則第9条関係】

<デジタル教科書のイメージ>
紙の教科書とデジタル教科書は同一内容であり、基本的・本質的な教育内容を確保する。デジタル教科書は、拡大・ハイライト機能、動画、参考資料、音声読み上げ等を活用することにより、「主体的・対話的で深い学び」の観点からの授業改善や障害等による学習上の困難の低減を図る。

2. 著作権法の一部改正
通常の紙の教科書と同様に、掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要に応じて利用を行うこととするとともに、当該著作物の利用に係る補償金等の規定について整備する等の措置を講ずる。【新設】

3. 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正
民間による教科書の発行がなくなるとともに、文部科学省著作教科書が発行される場合に、その「デジタル教科書」についても、文部科学省著作教科書と同様に、文部科学大臣が出版権を設定できることとする等の措置を講ずる。【第17条関係】

施行期日
平成31年4月1日

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

五十嵐 智浩

昨年度より文部科学省の「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」に委員として参加してきました。会議はこれまで4回開催

され、委員には教育・建築・環境等を専門とする大学から13名、教育委員会2名、小中学校2名、社会福祉法人1名と私の19名で構成さ

れ、文部科学省大臣官房文庫施設企画部施設企画課の方々も10名程度参加の下、行われてきました。

第1回、第2回は今後の

学校施設の在り方について、それぞれの立場や経験を基にした意見が出され、今後の子どもたちにとって望ましい学校施設の在り方について、議論を行いました。

また、学校施設が地域においてどのような役割を果たしていくべきなのか、震災などの非常時における学校の在り方とは、教育の場にはふさわしい豊かな環境の確保、地域ぐるみで子どもたちの成長を支える場としての形成に向けた課題など、様々な視点からの関連な議論も行われました。

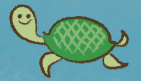
さらに今回の会議体としては、先ず幼稚園施設に特化して部会を立ち上げることにし、先進事例の現地調査、幼稚園施設整備指針の改訂に向けた基本的考え

の検討、そして一連の議論、調査を踏まえた報告書作成と幼稚園施設整備指針の改訂案を提示することを果たした。

私にとって日頃馴染みのない方々の、それぞれの専門における先進の状況を伺うことができたこと、さらに私自身の持つ、学校施設の在り方についての固定観念を、随分と剥ぎ取ってもらえるような意見を数多く拝聴することができたことは、貴重な経験でした。

このような機会を与えていただいたことに心より感謝申し上げますとともに、今後同様の会議にPTA代表で参加される方のお役に立つ助言が少しでもできればと考えます。

国内研修事業 in 渡嘉敷村



素晴らしい人々、平和、文化、自然、天気に恵まれ全国より、111名の中学2年生、沖縄大学よりボランティア学生13名、国立青

研修場所 ・沖縄県渡嘉敷村
研修内容 ・平和学習、海洋研修、野外炊事、地域交流、文化学習

公益社団法人日本PTA全国協議会では、国内研修事業を通して、次世代を担う子どもたちが集団行動を通して、コミュニケーション能力や他者、地域への理解を高めるとともに、班活動でのチームワークの構築、平和学習、自然体験活動を通じて社会環境や自然環境への視野を広め、全国や地域で活躍できる人材の育成事業を開催しています。



少年機構2名、看護師2名、カメラマン1名、旅行社1名、日本PTA引率者6名が参加して136名にて平成30年3月27日～31日にて今年度で4回目の渡嘉敷村での4泊5日の研修事業を開催いたしました。



初日は不安げな子どもたちでしたが、研修を重ねるごとに表情、態度が変わっていききました。楽しいことばかりではなかったと感じますが、共に汗を流し、涙し、共に笑い、感動いたしました。

渡嘉敷村の方々のおもてなし、沖縄戦の平和学習、青く澄んだ海での海洋研修など子どもたちにとって多くのことを学ぶ国内研修となりました。また、将来の親友に出会えた子もいると思います。

この研修を通して、子どもたちの成長と頑張る姿に改めて子どもたちの素晴らしいさを実感させていただきました。

来年度も同様の国内研修事業を開催する予定です。全国の子どもの参加をお待ちしています。

実行委員長 正田 啓二

中教審・教育振興計画部会

川端 美樹

教育振興計画部会は、文部科学大臣の諮問機関として文部科学省内に設置されている審議会である中央教育審議会の部会の一つであり、「教育振興基本計画」を審議し計画する部会となっております。

「教育振興基本計画」とは平成18年に改正された教育基本法第17条にその目的が記載されています。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するため必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

しかし、教育を取り巻く環境が厳しさを増す現在、教育の目指すべき姿を考える時に、現在の社会の状況や社会の変化等を踏まえ、取り組むべき課題として、少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化、技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会システムの変化、子供の貧困など格差の固定化、地域間格差など地域の課題、子供自身や家庭、学校など子供を取り巻く状況変化などに対し教育が大きな役割を果たす必要が挙げられています。

部会では前述の教育の目指すべき姿の実現に向け、教育再生を進めていくために教育投資の効果や必要性を社会に示し、「教育は未来への先行投資である」という理解を醸成し、財源を確保しつつ、教育投資を充実することが不可欠であり、その在り方について今後どう教育財源の確保に向け取り組んでいくかについて、この教育振興基本計画部会において検討を行ってまいりました。

計21回の部会、3回の関係団体ヒアリングを行い、3月2日に開催される中央教育審議会の総会に、その取りまとめたものが答申として提出されました。

文部科学省 委託事業 ネットモラルキャラバン隊 実行委員会

齋藤 芳尚

ネットモラルキャラバン隊は、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を周知するため、有識者によるキャラバン隊を結成し、全国の保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催する事業です。

企業や各団体も啓発活動を行いこの問題に取り組んでいます。しかし、青少年を取り巻くインターネットの状況は日々変化しており、保護者にとっては扱いが難しく、学校頼みになっていくような現状もあります。

このような現状を踏まえれば、保護者として自分の子ども、地域の子どもたちを守るためには、日々子どもとの対話の時間をもち、青少年自身にモラルや規範意識を身に付けさせることも重要であり、保護者が主体的に子どもと向き合う姿勢が求められています。